

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

帰還困難区域を抱える町村の
復興・再生に向けた要望書

令和7年5月23日

原発事故による帰還困難区域を抱える
町村の協議会

会長 伊澤 史朗

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過しました。

原子力災害は未だ収束しておらず、避難指示が継続されている区域で生活を営んでいた住民は、故郷への帰還もできぬまま、辛く苦しい避難生活を続けています。

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域につきましては、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」という政府方針のもと、2023年6月に「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

しかし、帰還意向に基づく避難指示解除は、我々町村が求める全域解除には遠く及ばず、住民同士の更なる分断を生みかねないことや、帰還意向を示すことが難しい方の土地・家屋等の取扱いが示されていないことなど、帰還困難区域を抱える町村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続きます。

現在、国では「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しを行っておりますが、帰還困難区域を抱える町村には、中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴い生じる新たな課題やニーズへの対応が必要です。特に次の5年間は、安心して帰還・定住できるよう、特定帰還居住区域の除染、生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めていかなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い取組が不可欠です。

このため、国においては、福島復興再生特別措置法に明記されているとおり、原子力災害からの復興は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることを改めて認識し、帰還困難区域全域の避難指示解除を含め、我々町村の真の復興に向け、町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のとおり要望いたします。

＜要望事項 1＞

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について

（１）拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

国は、拠点区域外への帰還・居住に向け、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との方針の下、14年以上の長期にわたる避難生活が続く住民に最大限寄り添いながら帰還する意向を示しやすいように、丁寧かつ迅速に意向を確認すること。また、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を速やかに行い、認定後は遅滞なく除染に着手すること。

また、「特定帰還居住区域」の認定にあたっては、「生活に必要とされる範囲」について、帰還する住民の意向を丁寧に反映すること。対象となる区域には放射線量が高い区域が含まれるほか、上水道等のインフラも除染・復旧されなければ帰還して生活することはできないため、帰還する住民が安全・安心な生活ができるように、十分かつ一体的な除染を実施すること。

また、政府方針にある「住民の居住・生活に必要なインフラの整備」を進めるため、道路等の修繕・整備や生活用水の確保等に必要な財源を確保すること。

（２）残された土地・家屋に対する方針の明示

政府方針が示されていない、帰還意向のない方が所有する土地・家屋については、荒廃が進んでおり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。加えて、特定帰還居住区域へ帰還する住民の近隣に荒廃した土地・家屋が残ることは、倒壊や火災、空き巣等の恐れがあり、安全・安

心な生活の妨げになることも想定される。残された土地・家屋の取扱いについて、速やかに方針を示すこと。

また、政府方針では、「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」とされている。拠点区域外には営農再開を目的として帰還したい住民や、生きがいのための農業再開を目指す住民がいることから、そのような農地の利活用に向けた具体的な方針を示すこと。

なお、政府方針が示されていない、既に避難指示が解除された区域の住民等が所有する拠点区域外の農地の取扱いについても、並行して議論を進め、方針を示すこと。

（３）帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンの明示

国は、「将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」の具現化に向けて、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に示すこと。

また、帰還意向に基づく除染のみではなく、復興のステージに応じた面的な除染や防災・防犯等のための解体など、多様な避難指示解除のあり方を可能とする制度を構築すること。

（４）拠点区域外への立入規制の緩和に伴う防犯対策の一層の強化

拠点区域外への立入規制の緩和を実施するにあたり、立入りする住民の安全確保のため、倒壊の恐れのある家屋の早期解体や有害鳥獣対策を行うとともに、立入規制の緩和による空き巣被害の増加が懸念されることから、防犯パトロールなどをより一層強化すること。

(5) 住民への生活支援の継続

帰還困難区域全域の避難指示解除には、なお年月を要することが予想される。

また、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）においても、長期間の避難生活によって、すぐには帰還できないため二地域居住等を選択する住民が多い。

ふるさとを守るために更なる負担を強いられている住民のため、復興・再生を実現するまで、支援策を継続すること。

(6) 除染土壌等の最終処分地選定等

福島県内の除去土壌等については、大熊町、双葉町が苦渋の決断により、県外での最終処分までの間、中間貯蔵施設を受入れているが、県外最終処分の実現に向けたスケジュールや道筋が未だに明確にされておらず、国民的な理解の醸成も十分ではない。

帰還困難区域全域の避難指示が解除できるよう、国民的な理解醸成を更に進める取組を行うとともに、県外における最終処分地の選定を早期に実施すること。

＜要望事項 2＞

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の復興・再生について

（１）復興・再生に向けた人的・財政的支援

苦渋の決断で中間貯蔵施設を受入れた大熊町、双葉町をはじめ、帰還困難区域を抱える町村が復興を遂げるためには中長期的な取組が必要となる。今後も、住民が帰還できるよう財政面・人材面等のあらゆる支援を通じ、国は復興・再生への責任を果たすこと。

特に、第２期復興・創生期間のみならず、第２期復興・創生期間終了後も、全力で復興を進めるため、ハード・ソフト両面での十分な財源と枠組み、復興を支える制度を確実に確保するとともに、被災地にしっかりと寄り添い、地元の意見や実情を十分踏まえながら、国が前面に立って、福島復興に最後まで責任を持って取り組むこと。

また、近年の物価高騰・人件費上昇に伴い、復興事業に係る費用が増加しており、支障が生じている。復興事業の停滞、ひいては帰還の遅れに繋がらないよう、年度途中での増額も認めるなど柔軟な対応を行うこと。

加えて、避難指示が解除された時期の違いにより、被災自治体の自己負担導入や事業の絞り込みなど、制度面や財政面における不公平が生じないようにすること。

（２）福島イノベーション・コースト構想の推進

原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興には、新たな研究・産業拠点を地域全体で戦略的に整備していくことが重要である。「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づき、地元企業や地域で暮らす住民

にも裨益するように、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組を、中長期的に推進すること。

(3) 福島再生加速化交付金

原子力災害の被災地においては、生活環境の整備や産業・生業の再生、営農の再開などについて、復興に向けて更に進めていく必要がある。「自治体負担導入」や「事業の絞り込み」等の予算削減に向けた議論ではなく、全ての被災地が原子力災害からの復興を成し遂げられるよう、現行スキームの下で長期的かつ十分な予算を確保するとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。

(4) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興には、企業誘致の促進による産業集積及び働く場の確保が重要である。特に、「避難指示解除後10年を一つの目安」とする等の終わりありきの議論ではなく、国が避難指示を出した地域において、地元の事情を丁寧に把握することを強く求める。また、現行スキームの下での制度継続と十分な予算の確保を図るとともに、地元の意見や実情を踏まえた運用を行うこと。

(5) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

原子力災害に伴う避難指示により甚大な影響を受けた町村においては、除草や防犯パトロール、有害鳥獣対策など、引き続き生活環境の回復・補完が必要であるため、現行スキームの下で地元の意向を十分に踏まえながら、事業を継続すること。

また、実効性や効率の観点から、地域の実情を詳細に把握して

いる町村への委託事業とされているにも関わらず、国による事前の確認事項が多く、職員の事務負担の一因となっている。柔軟かつ弾力的な運用に改善すること。

（６）交通網の整備

ア JR常磐線について

特急列車の増便や通通勤時間帯のダイヤの見直しといった利便性の向上など、地域の実情や要請に応じたJR常磐線の機能強化の支援を行うこと。

イ 常磐自動車道等について

常磐自動車道については、相双地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた社会基盤の整備の観点からも、機能強化が必要である。このため、広野IC・ならはSIC間の早期4車線化を目指すほか、ならはSIC・浪江IC間約25kmについても早急に取り組むこと。

あわせて、廃炉作業や中間貯蔵施設工事、除染廃棄物の輸送等に対応するため、常磐双葉ICまでのアクセス道路の整備促進も必要である。これらの取組に対し、国においては、十分な財政措置を含めた支援を行うこと。

ウ 国道等の整備について

・国道6号

相双地方の主要道路である国道6号については、復旧・復興の進展等に伴い、特に大型車の交通量が増加している。今後も一層の交通量の増加が見込まれるので、道路交通の安全・安心の確保の観点から、4車線化をはじめ渋滞緩和等の措置を行うこと。

- ・ 国道 1 1 4 号・ 2 8 8 号

国道 1 1 4 号・ 2 8 8 号は、古くからその狭隘さに起因する渋滞や事故の発生が懸念されており、東日本大震災時には実際に避難車両による渋滞が発生し、速やかな避難に支障を来たす結果となった。復旧・復興の進展等に伴い、交通量の増加が見込まれるため、両国道の拡幅を早急に実施すること。

- ・ ふくしま復興再生道路

上記のほか、住民帰還の加速や産業再生を支える以下に掲げる「ふくしま復興再生道路」の整備を早急に進めること。

国道 3 4 9 号

国道 3 9 9 号

県道小野富岡線（県道 3 6 号）

- ・ ふくしま復興再生道路以外の整備

ふくしま復興再生道路（8 路線 2 9 工区）以外にも、相双地方の物流を支え、浜通りと中通り地方等との交流人口の拡大・産業交流の活発化に必要な、以下に掲げる連携道路等の整備を図るために必要な財政支援を行うこと。

県道上戸渡広野線の改良整備

県道浪江三春線の整備促進

県道落合浪江線の整備促進

県道常葉野川線の改良整備

県道山田岡上郡山線の改良整備

県道広野小高線の早期全線整備促進

県道富岡大越線の改良整備

県道井手長塚線の改良整備

県道長塚請戸浪江線の改良整備

県道原町二本松線の改良整備

県道原町川俣線の改良整備

県道小良ヶ浜野上線の改良整備

県道富岡停車場線の改良整備

さらに、拠点区域の広域連携形成の観点から、拠点区域と中通り地方及び拠点区域間を連絡する道路整備が必要不可欠であるため、その財政支援を行うこと。

(7) 先行解除された地域との公平な支援

帰還困難区域の住民についても、先行解除された地域の住民に対して講じられた支援を同様に行うとともに、帰還困難区域の医療・介護保険料等の特例期間、固定資産税の減免措置や町村が実施する支援策等に不公平が生じないように必要な財源を確保すること。

また、避難指示の長期化により、帰還困難区域内には居住できないほど荒廃が進んだ住居が多く、帰還を望む住民にとって、新たな住まいの確保が喫緊の課題である。しかしながら、近年の住宅建築コストや人件費の高騰が帰還をより一層困難なものにしているため、住まいの確保に向けた財政支援など、帰還促進に向けた取組を拡充すること。

(8) 風評対策等

帰還困難区域が町村内に残ってしまうことで、地域の復興が遅れるということが決してないよう、風評対策に确实かつ継続的に取り組むこと。また、ALPS処理水については、処分が完了するまでの間、确实で透明性のあるモニタリングを継続的に実施するとともに、国内外への丁寧な情報発信を行うこと。

(9) 放射線量の測定及び線量低減対策の実施

避難指示が解除された拠点区域においても、引き続き国の責任において、詳細な放射線量測定などを実施するとともに、その結果を分かりやすく発信し、風評や帰還・移住する住民の不

安を払拭すること。また、フォローアップ除染など、被ばく線量低減に必要なあらゆる対策を講じること。

以上

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

双葉郡双葉町 町長 伊澤 史朗（会 長）

双葉郡富岡町 町長 山本 育男（副会長）

双葉郡大熊町 町長 吉田 淳

双葉郡浪江町 町長 吉田 栄光

双葉郡葛尾村 村長 篠木 弘

相馬郡飯舘村 村長 杉岡 誠

<オブザーバー>

双葉郡双葉町議会 議長 岩本 久人

双葉郡富岡町議会 議長 堀本 典明

双葉郡大熊町議会 議長 仲野 剛

双葉郡浪江町議会 議長 山本 幸一郎

双葉郡葛尾村議会 議長 吉田 義則

相馬郡飯舘村議会 議長 高橋 孝雄